



保医発第0404004号

平成14年4月4日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
各 国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長

言語聴覚療法に係る施設基準について

言語聴覚療法に係る施設基準については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成14年3月8日保医発第0308003号）等により取り扱われているところであるが、平成14年4月30日までに言語聴覚士国家試験の合格証書の写しの提出があった場合については、言語聴覚士が勤務している旨の届出があったものとみなす取扱いとする。ただし、5月31日までに、登録済証明書の写しが提出されない場合は、合格証書の写しの提出があった日に遡って、言語聴覚士が勤務している旨の届出を無効とする取扱いとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られたい。